

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平 成 3 0 年 9 月 1 9 日

總 務 部

陳情（新規）

（人権・同和対策課）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年－18号 (30. 7. 27)	総 務	すべての国民が個人として尊重される社会の実現を働きかける意見書の提出について 倉吉市 (個人)	【現 状】 基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。平成10年12月には、衆議院及び参議院において、世界人権宣言採択50周年を契機として、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努めることを決意する旨の決議が行われている。 しかしながら、国民相互の関係において様々な人権問題が存在することから、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、個別の人権課題（差別）を解消するための法律が制定され、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した取組みが進められている。 なお、LGBT差別を解消するための法律については、与野党で議員立法に向けた検討がなされている。 【県の取組状況】 平成8年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」において、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが出来る差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできた。 平成16年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月）と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」（平成11年2月）の内容を踏まえた第1次改訂を行い、人権教育・啓発の推進も含め、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきた。 また、平成22年には、新たに認識の高まった人権課題（性的マイノリティの人権問題など）についての取組方針を明らかにした第2次改訂を行い、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら取組を進めてきた。 さらには、社会情勢の変化に伴い、新たに顕在化した問題（ヘイトスピーチ、いじめ問題、子どもの貧困など）や平成26年5月に実施した人権意識調査の結果を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して平成28年9月に第3次改訂を行った。 なお、本県では、現行法では救済が図れない人権侵害事案に対する実効性のある総合的な人権救済制度の確立について、平成19年度から毎年国に要望しているところであり、国への働きかけが必要と思われる事項については、引き続き要望を行っていく。

陳情（新規）

（人事企画課）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年－20号 (30. 8. 10)	総 務	鳥取県事務処理権限規則 における「代決」の適切な 運用について 倉吉市 (個人)	鳥取県事務処理権限規則において、「代決」は「正当決裁権者が不在の場合に、当該者に代わって正当決裁権者の名において決裁することをいう。」、「不在」は「出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。」と規定されており、正当決裁権者が在庁していても、他の公務等との兼ね合いで、電子決裁等システムを用いて電子決裁をする時間的余裕がない場合、「不在」にあたるものとして運用している。 陳情のあった事案については、正当決裁権者が紙面上で了承の意思を示していることから、事実上の決裁がなされたものと認められるが、正当決裁権者の他の公務との兼ね合いで、電子決裁等システム上の処理として代決したものである。

陳情（新規）

（政策法務課）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																														
30年-24号 (30. 9.18)	総 務	日本国憲法の改憲に係る 慎重な議論を求める意見 書の提出について 倉吉市 (個人)	憲法改正については、平成19年の国会法改正により、「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。」との規定（国会法第102条の6）が置かれたことを受けて、平成23年以降、衆参の憲法審査会において調査・審議が進められるとともに、自由民主党総裁選をはじめ、様々な場において議論が行われているものと承知している。 なお、安倍総理大臣が自由民主党の憲法改正案を秋の臨時国会に提出したいとの意向を示したが、このことについて各報道機関が行った世論調査の結果は下記のとおりである。 <table><tr><th>実施者</th><th>日時</th><th>調査手法</th><th>有効回答者数</th><th>賛成</th><th>反対</th></tr><tr><td>共同通信</td><td>8/25,26</td><td>電話調査（RDD）</td><td>1,027人</td><td>36.7%</td><td>49%</td></tr><tr><td>毎日新聞</td><td>9/1,2</td><td>電話調査（RDD）</td><td>1,032人</td><td>20%</td><td>38%</td></tr><tr><td>朝日新聞</td><td>9/8,9</td><td>電話調査（RDD）</td><td>2,102人</td><td>32%</td><td>49%</td></tr><tr><td>産経新聞・FNN</td><td>9/15,16</td><td>電話調査（RDD）</td><td>1,000人</td><td>38.8%</td><td>51.1%</td></tr></table>	実施者	日時	調査手法	有効回答者数	賛成	反対	共同通信	8/25,26	電話調査（RDD）	1,027人	36.7%	49%	毎日新聞	9/1,2	電話調査（RDD）	1,032人	20%	38%	朝日新聞	9/8,9	電話調査（RDD）	2,102人	32%	49%	産経新聞・FNN	9/15,16	電話調査（RDD）	1,000人	38.8%	51.1%
実施者	日時	調査手法	有効回答者数	賛成	反対																												
共同通信	8/25,26	電話調査（RDD）	1,027人	36.7%	49%																												
毎日新聞	9/1,2	電話調査（RDD）	1,032人	20%	38%																												
朝日新聞	9/8,9	電話調査（RDD）	2,102人	32%	49%																												
産経新聞・FNN	9/15,16	電話調査（RDD）	1,000人	38.8%	51.1%																												